様式1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	地縁による団体の認可
根拠条例·規則名		地方自治法
	条項	第260条の2
所	管部課	区役所 区民生活部 コミュニティ課
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	地縁による団体は以下の要件を全て満たすこと。 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 規約を定めていること。 申請には、地方自治法施行規則第18条に掲げる書類を添付すること。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	7日間
間	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	